

入札・契約制度の改正について（概要）

開札から落札者決定までの期間を短縮することを目的として、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

総合評価落札方式における低入札価格調査の簡素化

総合評価落札方式において、一定の基準に該当する場合は、低入札価格調査の一部及び事情聴取を省略します。これまでは、開札から落札者決定までに約4～5週間かかっていましたが、この取扱いにより、この期間が約2週間短くなり、開札から落札者決定までの期間が約3週間となります。

1 省略基準

次のいずれにも該当しない場合は、低入札価格調査の一部及び事情聴取を省略することとします。

① 経営状況が不安定である場合

会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づく会社更生法手続開始若しくは民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づく再生手続開始の決定後2年を経過しない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が極めて不安定である場合。

② 不誠実な行為等がある場合

一括下請、下請代金の支払い遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

③ 品質の確保が懸念される場合

過去2年間にしゅん功した札幌市発注の工事又は契約時点で施工中の札幌市発注の工事に関して、次の各号のいずれかに該当する場合

ア 札幌市請負工事成績評定及び通知公表要領（平成22年3月9日財政局理事決裁）に基づき、65点未満の工事成績評定を通知された場合

イ 工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された場合

ウ 品質管理、安全管理に関し、札幌市競争入札参加停止措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づき、参加停止措置又は書面による警告を受けた場合

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた場合

2 適用年月日

平成26年2月19日以後に告示する工事から適用します。

3 改正した要領

札幌市工事等低入札価格調査要領

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/teinyusatsu-koji.pdf>

総合評価落札方式における低入札価格調査の簡素化について

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/shoryakukijun.pdf>

4 お問い合わせ先

札幌市財政局管財部契約管理工事契約係 TEL (011) 211-2442